

令和6年度 いじめ防止基本方針

新庄村立新庄小中学校

いじめに関する現状と課題

本校はへき地の小規模校である。人間関係が固定化されやすいため、友だちの多様な面に気付かせたい。また、最近では携帯電話・スマートフォンの普及も見られることからネットいじめに対しての未然防止の取り組みをしていきたい。いじめの未然防止の取組をより強く推進するために、アンケート調査を行ったり、各機関とも連携したりして、学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職や生徒指導主事の他に、養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラル教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間との連携を取る。また、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- 《重点となる取組》
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深める。
 - ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・H-QUテストやアンケート結果について教職員研修を実施して学級づくりを進める。
 - ・人権週間などでいじめを考える集会をもち、いじめを許さずいじめを見抜き、問題を抱え込まないように意識を高める。
 - ・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、全ての児童生徒に対して情報モラルに関する指導を毎年、計画的に実施する。

保護者・地域との連携

- 《連携の内容》
- ・学校基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTAの懇談会等を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 - ・学校運営協議会委員の協力を得て、児童生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
 - ・学校便りなどに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

い じ め 対 策 委 員 会

- 《対策委員会の役割》
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- 《対策委員会の開催時期》
- ・年3回開催(学期ごと)
- 《対策委員会の内容の教職員への伝達》
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- 《構成メンバー》
- ・校外 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、等

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 《連携の内容》
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
- 《連携機関名》
- 岡山県教育委員会・新庄村教育委員会
- 《学校側の窓口》
- ・教頭
- 《連携の内容》
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 《連携機関名》
- 真庭警察署・新庄駐在所、健全育成指導員

学 校 が 実 施 す る 取 組

- ① いじめの防止
- 【教員研修】
 - ・教職員の指導力向上のための研修として、日ごろからの情報交換を心がけるとともに、児童生徒の小さな変化に気づく感性を磨く。
 - 【児童生徒の活動】
 - ・児童生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
 - 【居場所づくり】
 - ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - 【情報モラル教育】
 - ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚する。
 - ・適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する指導を、高学年以上において1時間行う。
- ② 早期発見
- 【実態把握】
 - ・児童生徒の実態把握のためのアンケート、H-QUテスト、教育相談を実施する。
 - ・教育相談を定期的に行うことで、児童生徒の気持ちを理解し、いじめの早期発見を図る。
 - 【相談体制の確立】
 - ・教育相談担当の教職員を児童生徒に周知する。
 - ・全ての教員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような雰囲気醸成する。
 - 【情報共有】
 - ・児童生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
 - 【家庭への啓発】
 - ・いじめの認知につながるよう、保護者との信頼関係を築き、相談しやすい関係をつくる。
- ③ いじめへの対処
- 【いじめの有無の確認】
 - ・本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - 【いじめへの組織的対応の検討】
 - ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会及び職員会議を開催する。
 - 【いじめられた児童生徒への支援】
 - ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。
 - 【いじめた児童生徒への指導】
 - ・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。